会員事業所のみなさまへ

令和7年4月～

日整連の医療補償とがん補償

ミニ医療保険R

<団体総合生活保険>

団体割引 20%適用

3つのPOINT

1 補償タイプの拡大！

NEW

医療補償	入院	病気やケガで入院した場合	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円
	手術	病気やケガで手術をした場合	入院中 30,000円 入院中以外 15,000円	入院中 50,000円 入院中以外 25,000円
	放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けた場合	30,000円	50,000円

がん補償 NEW がんと診断確定された場合に保険金（一時金）をお支払いします。 **100万円**

2 簡便な告知！

3 団体固有の割引を適用した割安な保険料！

月額保険料例 35歳 医療補償X1タイプ、がん補償Yタイプに加入した場合

400円 ＋ 350円 ＝ 750円

月額保険料はパンフレットP2～5をご確認ください。
※保険料は、男女共通となり、保険の対象となる方ご本人の年齢により異なります。※年齢は、団体契約の始期日時点のものとなります。

保険期間

Aグループ	令和7年4月1日午後4時から 令和8年4月1日午後4時まで 1年間*1
Bグループ	令和7年5月1日午後4時から 令和8年5月1日午後4時まで 1年間*1
Cグループ	令和7年6月1日午後4時から 令和8年6月1日午後4時まで 1年間*1

＊1 ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、自動更新となります。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

［取扱代理店］ 一般財団法人 全国中小企業共済財団

［引受保険会社］ 東京海上日動火災保険株式会社
担当課：公務第一部東京公務課

割安な保険料で、病気やケガの入院

医療補償（病気やケガのリスクへの備え）

お支払いする保険金

疾病・傷害入院

病気やケガで入院した場合に保険金をお支払いします。

※1回の入院について60日を限度とします。

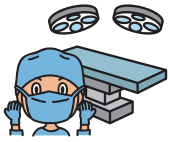

疾病・傷害手術

病気やケガで手術＊1をした場合に保険金をお支払いします。

＊1　傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払い対象外の手術があります。また、時期を同じくして＊2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

＊2「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

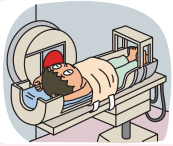

放射線治療

病気やケガで放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。

※血液照射を除きます。
　複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等（P8）」をご確認ください。

告知いただく内容は次のとおりです。

①告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられているか
②告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがあるか

に加え、手術・放射線治療も補償。

保険金額と保険料

※ご加入口数は一口のみです。

【保険期間：1年間　団体割引：20%】

タイプ名			X1タイプ	X2タイプ
補償内容	疾病・傷害入院保険金日額		1日あたり　3,000円	1日あたり　5,000円
	疾病・傷害手術保険金額	入院中	30,000円	50,000円
		入院中以外	15,000円	25,000円
	放射線治療保険金額		30,000円	50,000円
保険料（男女共通）月額	年齢	15～19歳	270円	450円
		20～24歳	350円	580円
		25～29歳	370円	620円
		30～34歳	380円	640円
		35～39歳	400円	680円
		40～44歳	430円	720円
		45～49歳	540円	900円
		50～54歳	670円	1,110円
		55～59歳	890円	1,490円
		60～64歳	1,230円	2,050円
		65～69歳	1,630円	2,720円
		70～74歳	2,220円	3,700円
		75～79歳	2,750円	4,590円
		80～84歳	3,370円	5,620円
		85～89歳	3,390円	5,650円

保険料は、保険の対象となる方の年齢（団体契約の始期日時点の満年齢をいいます。）によって異なります。

割安な保険料で、がんのリスクにも

がん補償（がんのリスクへの備え）

がんと診断確定＊1 されたときに保険金をお支払いします。

＊1　がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

特長

がんのリスクに備えて

がん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。
「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

お支払いする保険金

がん診断

がんと診断確定されたときに保険金（一時金）をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。＊2

＊2　支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて１年以内であるときは保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等（P9）」をご確認ください。

告知いただく内容は次のとおりです。

質問1	**今まで**に「がん」または「上皮内がん」※1 と医師に診断されたことがありますか。 ※1「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例 がん：悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫 上皮内がん：上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成
質問2	**告知日（ご記入日）より過去2年以内**に以下のいずれかに該当したことがありますか。 ①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常（要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。）を指摘されたこと ・上部消化管エックス線検査（または内視鏡検査）・胸部エックス線検査・乳房エックス線（マンモグラフィ）検査・乳房超音波検査 ・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー（CEA・AFP・CA19-9・PSA 等）・CT 検査・MRI 検査・PET 検査 ・肝炎ウイルス検査（HBs 抗原・HCV 抗体）・腹部超音波検査・その他のがん検診 ②医師の診察の結果、〈別表〉の病気や所見、症状により継続して診察（服薬・治療を含みます）・検査を受けるように指導されたこと

〈別表〉お引受けできない病気や所見・症状

病気や所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう（＊3）、結節（＊3）、腫瘤（＊3）（しゅりゅう）、GIST（ジスト、ギスト）、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ（ポリポーシス）（＊4）、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害（入院や治療を伴うもの）、慢性アルコール性肝機能障害、NASH（非アルコール性脂肪肝炎）、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD（慢性閉塞性肺疾患）、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血（鉄欠乏性貧血を除きます）
症状（＊5）		しこり、出血（不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿）、黄疸

（＊3）「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
（＊4）大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
（＊5）「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察（服薬・治療を含みます）・検査の結果、告知日時点で医師による診察（服薬・治療を含みます）・検査が終了している場合は「なし」となります。

備えられます。

保険金額と保険料

※ご加入口数は一口のみです。

【保険期間：1年間　団体割引：20%】

タイプ名			Yタイプ
補償内容	がん診断保険金額		100万円
保険料（男女共通）月額	年齢	15～19歳	140円
		20～24歳	70円
		25～29歳	150円
		30～34歳	250円
		35～39歳	350円
		40～44歳	520円
		45～49歳	720円
		50～54歳	1,170円
		55～59歳	1,840円
		60～64歳	2,670円
		65～69歳	3,560円
		70～74歳	4,430円
		75～79歳	5,350円
		80～84歳	6,280円
		85～89歳	7,170円

保険料は、保険の対象となる方の年齢（団体契約の始期日時点の満年齢をいいます。）によって異なります。

保険の対象となる方（被保険者）ご本人＊1としてご加入いただける方

日整連加盟の各振興会の会員事業所で働く経営者および従業員で、15歳以上89歳＊2までの方
（経営者の家族で業務に従事する者を含む）

＊1　加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。
＊2　「団体契約の始期日」時点の満年齢をいいます。
　　「団体契約の始期日」とは、下表のグループごとに定められた始期日をいいます。

加入申込

新規の申込は「加入依頼書」に必要事項をご記入ご署名し、
「預金口座振替依頼書」（新規事業所申込時のみ）を添えて取扱窓口までご提出ください。

前年同等プランで更新される方は、特段のご加入手続きは不要です（自動更新となります）。
新規ご加入の方、変更を希望される方は「加入依頼書」の必要事項をご記入のうえ取扱窓口までご提出ください。

加入日と申込締切日

加入日（保険期間開始日）は取扱窓口が定める3カ月ごと年4回各月の1日です。
申込締切日は初回保険料（3カ月分）の払込方法によって以下のとおりです。

（1）口座振替で納付する場合
　①新規加入事業所の場合　→　加入日の3カ月前の20日
　②既加入事業所の場合（追加加入）　→　加入日の2カ月前の20日

（2）現金で納付する場合　→　加入日の前月20日

既加入者事業所の皆さまが補償を変更する場合には、Aグループは1月20日、
Bグループは2月20日、Cグループは3月20日までに加入依頼書を各取扱窓口までご提出ください。

取扱窓口	グループ 団体契約の始期日	加入日	申込締切日		
			（1）初回保険料から口座振替する場合		（2）初回保険料を現金納付する場合
			①新規事業所	②既加入事業所	
札幌・函館・帯広・旭川・福島・岩手・青森・山形・秋田・東京・神奈川・茨城・岐阜・富山・京都・兵庫・奈良・広島・島根・岡山・佐賀・熊本・大島	Aグループ 4月1日	4月1日	1月20日	2月20日	3月20日
		7月1日	4月20日	5月20日	6月20日
		10月1日	7月20日	8月20日	9月20日
		1月1日	10月20日	11月20日	12月20日
北見・宮城・新潟・群馬・栃木・山梨・愛知・福井・大阪・滋賀・和歌山・鳥取・山口・徳島・愛媛・福岡・長崎・大分・鹿児島	Bグループ 5月1日	5月1日	2月20日	3月20日	4月20日
		8月1日	5月20日	6月20日	7月20日
		11月1日	8月20日	9月20日	10月20日
		2月1日	11月20日	12月20日	1月20日
室蘭・釧路・長野・埼玉・千葉・静岡・三重・石川・大阪・香川・高知・宮崎・沖縄	Cグループ 6月1日	6月1日	3月20日	4月20日	5月20日
		9月1日	6月20日	7月20日	8月20日
		12月1日	9月20日	10月20日	11月20日
		3月1日	12月20日	1月20日	2月20日

※適用される保険料は、上表の「加入日」に関わらず『団体契約の始期日』時点の満年齢が適用されます。

保険料の払込

初回保険料（3カ月分）は現金での納付、もしくは加入日の前月22日に指定した金融機関の口座から振替収納となります。※22日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。
（2回目以降は3カ月ごと年4回の振替となります。）
なお、保険料は会員（事業主）負担となります。

脱退・変更の届出

脱退・変更をするときは、取扱窓口へお申出ください。

保険金の請求

保険金請求事由が発生したときはパンフレット裏表紙《お問い合わせ先》に記載の「事故受付センター（東京海上日動安心110番）0120-720-110」または
こちらの二次元コードからスマートフォンにてご連絡ください。
東京海上日動火災保険ホームページのトップページからもご請求できます。

保険金の受取人

被保険者です。
なお、請求時において被保険者が死亡しており支払を受けられない場合は、当該保険金は相続財産となるため、その受取人は一般的な相続にもとづくものとなります。
がん補償においては、保険の対象となる方ご本人の同意がある場合に限り、親族の中から1名指定することが可能です。指定する場合は、加入時に加入依頼書のがん保険金受取人氏名（カナ）と被保険者本人との続柄をご記入ください。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効になります。

税法上の取扱い

①個人事業主
事業主が契約し従業員のために負担した保険料は、特定の従業員のみを対象としている場合を除き、福利厚生費として必要経費となります。
（所得税基本通達36-31の7）
事業主が事業主自身のために負担した保険料は、生命保険料控除の対象となり所得税が軽減されます。
（所得税法76条）

②法人企業
企業が自己を契約者とし、役員、従業員のため負担した保険料は、特定の従業員のみを対象としている場合を除き、福利厚生費として損金算入できます。
（法人税基本通達9-3-5）

※記載の税務についてお取扱いは、令和6年9月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

ミニ医療保険R（団体総合生活保険）補償の概要等

保険期間: 1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この補償は、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数「60日」を限度とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。	・**地震・噴火**またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の**故意または重大な過失**によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の**故意または重大な過失**によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術**[*1]**を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ① 入院中の手術　：疾病入院保険金日額の10倍 ② ①以外の手術　：疾病入院保険金日額の5倍 ＊1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして[*2] 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ＊2「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療**[*1]**を受けられた場合** ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 ＊1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	
	傷害入院保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数「60日」を限度とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。	＊1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ＊2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。 ＊3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。
	傷害手術保険金	ケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術**[*1]**を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ① 入院中の手術　：傷害入院保険金日額の10倍 ② ①以外の手術　：傷害入院保険金日額の5倍 ＊1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして[*2] 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ＊2「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
- 入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- 退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

がん補償

保険の対象となる方ががん[*1]と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。
がん[*1]と診断確定されたときに、がん[*1]以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん[*1]の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。。

＊1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD−10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類−腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類−腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

［ご注意］ 初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

	保険金をお支払いする主な場合
［がん補償基本特約］ がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ●初めてがんと診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

告知の大切さについて、ご説明させてください。

医療補償・がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身がありのままにご記入ください。
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*1

*1 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。

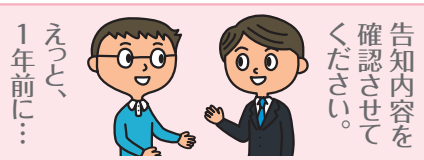

告知いただく内容例は次のとおりです。

① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無　等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

医療補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金のお支払い対象となります。

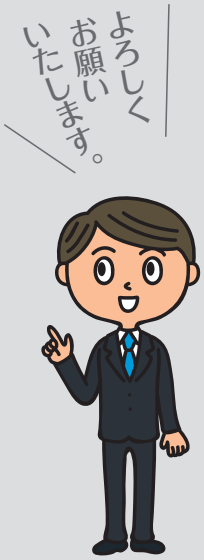

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1：24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間（いずれも土日祝日、年末年始を除く）
- 電話介護相談： 9:00～17:00
- 各種サービス優待紹介：9:00～17:00

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間（いずれも土日祝日、年末年始を除く）
- 法律相談：10:00～18:00
- 税務相談：14:00～16:00
- 社会保険に関する相談：10:00～18:00
- 暮らしの情報提供： 10:00～16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください（各サービス共通）

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［マークのご説明］ 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

❶ 商品の仕組み 契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や、基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等は本パンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、本パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

❷ 基本となる補償および主な特約の概要等 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、本パンフレット等をご確認ください。

❸ 保険金額等の設定 契約概要

この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。

（金融庁ホームページ）

❹ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、本パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくは本パンフレット等にてご確認ください。

❺ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み 契約概要
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報
払込方法・払込回数については、本パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報
（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①脱退により、その構成員でなくなった場合
②ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。
※解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ－１告知義務」をご確認ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

❻ 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

❶ 告知義務 注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ－１ 通知義務等」をご参照ください。
また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］　★：告知事項

基本補償・特約 ／ 項目名	医療補償	がん補償
生年月日	★	★
性別	★	★
健康状態告知*1	★	★

※「他の保険契約等*2」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。
＊1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
＊2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

［医療補償・がん補償の「告知」（健康状態告知書）］

①告知義務について
保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日[*3]から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。[*4]
●責任開始日[*3]から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません[*5](ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
＊3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
＊4 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
＊5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞
前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について
保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

❷ クーリングオフ
注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

❸ 保険金受取人
注意喚起情報

[がん補償]
保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

❹ 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意
注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

❶ 通知義務等
注意喚起情報

[通知事項]
加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ－1 告知義務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

❷ 解約されるとき
契約概要 注意喚起情報

解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求[*1]することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間[*2]に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

❸ 保険の対象となる方からのお申出による解約
注意喚起情報

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

❹ 満期を迎えるとき
契約概要

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]
保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引き受けしている場合]
医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」の全ての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引き受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]
医療補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

[保険金請求忘れのご確認]
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]
更新加入依頼書等に記載しているご加入者の氏名（ふりがな）、「県・支・事」社員コードについてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]
ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

❶ 個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

❷ ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

❸ ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

●自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

❹ 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
医療補償・がん補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

❺ その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、本パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

❻ 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、30日以内に《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1．保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2．特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3．ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
●保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の≪お問い合わせ先≫にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関） 注意喚起情報
東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル **0570-022808**
〈通話料有料〉
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間 ： 平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）
事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110
受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1 **保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。**

□保険金をお支払いする主な場合　□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険期間　□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方

2 **加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。**

確　認　事　項
□ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □ 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？
□ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3 **重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？**
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」についてご確認ください。

4 **必ず加入依頼書をご提出ください。**

一般財団法人 全国中小企業共済財団《全共済》 行

【FAX送信先】 全共済 業務部
03-3239-1978

ミニ医療保険R

いずれかに○を付して、全共済 業務部(03-3239-1978)までFAXしてください。
折り返し所属の取扱窓口よりご連絡申し上げます。

① 説明が聞きたい　② 申し込みしたい

ご記入日	西暦　　年　　月　　日	認証番号	
事業所名			
ご住所	〒		
電話番号		ご担当者名	

お問い合わせ先

[保険金のご請求について]

事故受付センター（東京海上日動安心110番）
事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ
0120-720-110　受付時間：24時間365日
またはこちらの二次元コードからスマートフォンにてご連絡ください。
東京海上日動のホームページのトップページからも請求できます。

[加入申込・脱退・変更について]

取扱窓口までお申し出ください。

[取扱代理店]

一般財団法人 全国中小企業共済財団
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12
TEL 03-3264-1511(代)（受付時間：平日9:00～17:00）
FAX 03-3239-1978
https://www.zenkyosai.or.jp

[引受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社　公務第一部東京公務課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL 03-3515-4126（受付時間：平日9:00～17:00）

welcome to oasis

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 17F
TEL 03-3404-6141(代)　FAX 03-3404-6478　https://www.jaspa.or.jp

この保険は一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会が有します。

<ご注意>
現在ご加入の方につきましては、保険始期前にご加入者からの特段のお申し出がない限り、当団体は今年度の募集パンフレットに記載の補償内容・保険料等にて保険会社に保険契約を申し込みます。

2024年11月作成　24TX-003746